

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

柏崎市長 櫻井 雅浩

市町村名 (市町村コード)	柏崎市 (152056)
地域名 (地域内農業集落名)	西山町地区 (田沢、藤掛、鎌田、下山田、伊毛、上山田、尾野内、灰爪、笹山、立村、別山後谷、砂田、甲戸、尾頃部、荒谷、内越、石地、尾町、大津、大崎、甲田、浜忠、坂田、二田、鬼王、黒部、長嶺、後谷、西山、新保、和田、池浦、礼拝、五日市、内方、大坪、北野、妙法寺)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年7月29日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

協議事項なし

(2) 地域における農業の将来の在り方

・西山町尾町において、市民から農業委員会事務局へ農地法の適用を受けない事実確認願(非農地証明)を取得したいという旨の相談があった。
・該当農地は地域計画に位置付けられており、非農地証明のためには、地域計画から除外する必要がある。
・現状農業利用はなく、地域への営農活動の影響はないものとする。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	801.5 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	516.4 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
協議事項なし
(2)農地中間管理機構の活用方針
協議事項なし
(3)基盤整備事業への取組方針
協議事項なし
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
協議事項なし
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
協議事項なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input type="checkbox"/>	①鳥獣被害防止対策	<input type="checkbox"/>	②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/>	③スマート農業	<input type="checkbox"/>	④輸出	<input type="checkbox"/>	⑤果樹等
<input type="checkbox"/>	⑥燃料・資源作物等	<input type="checkbox"/>	⑦保全・管理等	<input type="checkbox"/>	⑧農業用施設	<input type="checkbox"/>	⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/>	⑩その他

【選択した上記の取組方針】

--